

令和4年度	令和3年度	備考
<p>北海道アザラシ管理計画 10. 2に基づきゴマフアザラシの周年定着個体数の削減目標等を次のとおり定める。</p> <p>1 周年定着個体数の管理について</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸漁業資源への深刻な影響を回避するとともに漁業被害が受忍限度を超えない水準にまで軽減を図ることを目標とする。</li> <li>北海道沿岸のアザラシ類を適正な生息数、回遊個体数に維持することにより、アザラシ類の安定的な存続を図る。</li> <li>過剰な捕獲により、個体数が著しく減少しないよう継続的なモニタリングを行い、随時見直しを行いながら管理する。(順応的管理)</li> </ul> <p>(2) 個体数の削減目標について</p> <p>周年定着個体は、母集団である冬期北海道回遊群から派生・分離したものであり、周年定着個体の削減が派生源である冬期北海道回遊群に影響を及ぼす可能性は低いものと考えられる。</p> <p>また、周年定着個体の削減は、冬期間のみ滞在する回遊個体数の削減より漁業被害軽減効果、及び資源回復効果が高いものと考えられ、北海道沿岸の周年定着個体数を削減することにより、個体群の存続に影響を及ぼすことなく、漁業被害の軽減と資源回復を図ることが最も現状に則した対策と考えられる。</p> <p>平成30年度までの事業実施計画では、道北地域(礼文島、宗谷、抜海、天売島、焼尻島)の夏期確認個体数(周年定着個体数)について、調査を開始した平成25年(2013年)における結果を基準としてきたが、当時は、礼文島のトド島などで定点カメラが設置されておらず、個体数の増減傾向を比較する基準に設定することは適さなくなっていることから、よりの確な比較が可能な平成27年(2015年)の個体数を基準とすることとし、<b>令和4年度</b>の個体数の削減目標を平成27年(2015年)の確認個体数(1,413頭)の概ね2分の1に削減することとする。</p> <p>なお、平成25年(2013年)の夏期確認個体数は、比較する際の参考値とする。</p>	<p>北海道アザラシ管理計画 10. 2に基づきゴマフアザラシの周年定着個体数の削減目標等を次のとおり定める。</p> <p>1 周年定着個体数の管理について</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸漁業資源への深刻な影響を回避するとともに漁業被害が受忍限度を超えない水準にまで軽減を図ることを目標とする。</li> <li>北海道沿岸のアザラシ類を適正な生息数、回遊個体数に維持することにより、アザラシ類の安定的な存続を図る。</li> <li>過剰な捕獲により、個体数が著しく減少しないよう継続的なモニタリングを行い、随時見直しを行いながら管理する。(順応的管理)</li> </ul> <p>(2) 個体数の削減目標について</p> <p>周年定着個体は、母集団である冬期北海道回遊群から派生・分離したものであり、周年定着個体の削減が派生源である冬期北海道回遊群に影響を及ぼす可能性は低いものと考えられる。</p> <p>また、周年定着個体の削減は、冬期間のみ滞在する回遊個体数の削減より漁業被害軽減効果、及び資源回復効果が高いものと考えられ、北海道沿岸の周年定着個体数を削減することにより、個体群の存続に影響を及ぼすことなく、漁業被害の軽減と資源回復を図ることが最も現状に則した対策と考えられる。</p> <p>平成30年度までの事業実施計画では、道北地域(礼文島、宗谷、抜海、天売島、焼尻島)の夏期確認個体数(周年定着個体数)について、調査を開始した平成25年(2013年)における結果を基準としてきたが、当時は、礼文島のトド島などで定点カメラが設置されておらず、個体数の増減傾向を比較する基準に設定することは適さなくなっていることから、よりの確な比較が可能な平成27年(2015年)の個体数を基準とすることとし、<b>令和3年度</b>の個体数の削減目標を平成27年(2015年)の確認個体数(1,413頭)の概ね2分の1に削減することとする。</p> <p>なお、平成25年(2013年)の夏期確認個体数は、比較する際の参考値とする。</p>	<p>年度修正</p>

(表1) 夏期(8~10月)確認個体数(周年定着個体数)

調査年	礼文島	宗谷	抜海	天売島	焼尻島	合計	備考
平成25年 (2013年)	605	224	8	5	8	850	参考値
平成27年 (2015年)	1,017	161	85	121	29	1,413	基準
平成28年 (2016年)	659	219	23	67	47	1,015	
平成29年 (2017年)	767	73	145	2	20	1,007	
平成30年 (2018年)	661	52	102	28	29	872	
令和元年 (2019年)	613	186	116	69	26	1,010	
令和2年 (2020年)	398	65	49	52	45	609	
令和3年 (2021年)	381	213	30	50	43	717	

※令和3年の宗谷は夏期に調査未実施のため6月のデータを用いた。

(3) 周年定着個体数の検証

周年定着個体数については、定点カメラやドローンによる映像で分析・評価を行い、より適確な生息数を算出するよう努め、次年度の事業実施計画に反映することとする。

2 個体数の削減について

(1) 冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群

冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群による被害防止を目的とする捕獲は、鳥獣保護管理法に基づき引き続き実施できることから、道は、「鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく鳥獣被害防止総合支援事業による対策等が進んでいない市町村等に対して、さらに対策が進むよう情報提供などに努める。

(表1) 夏期(8~10月)確認個体数(周年定着個体数)

調査年	礼文島	宗谷	抜海	天売島	焼尻島	合計	備考
平成25年 (2013年)	605	224	8	5	8	850	参考値
平成27年 (2015年)	1,017	161	85	121	29	1,413	基準
平成28年 (2016年)	659	219	23	67	47	1,015	
平成29年 (2017年)	767	73	145	2	20	1,007	
平成30年 (2018年)	661	52	102	28	29	872	
令和元年 (2019年)	613	186	116	69	26	1,010	
令和2年 (2020年)	398	65	49	21	18	551	

(3) 周年定着個体数の検証

周年定着個体数については、定点カメラやドローンによる映像で分析・評価を行い、より適確な生息数を算出するよう努め、次年度の事業実施計画に反映することとする。

2 個体数の削減について

(1) 冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群

冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群による被害防止を目的とする捕獲は、鳥獣保護管理法に基づき引き続き実施できることから、道は、「鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく鳥獣被害防止総合支援事業による対策等が進んでいない市町村等に対して、さらに対策が進むよう情報提供などに努める。

定点カメラのデータは例年約1年後の回収となり、令和2年の天売・焼尻のデータが最大値であったため更新。令和3年調査データを反映。

<p>(2) 周年定着個体 留萌振興局・宗谷総合振興局管内における周年定着個体の数の調整を目的とする削減のための捕獲や追い払いの期間は、ゴマフアザラシ捕獲等許可取扱方針により6月1日から10月31日までとし、銃や刺し網等により捕獲を実施し、状況に応じて、追い払い、上陸阻止を実施する。 その際には、周年定着個体が南下することがないように連携した取組を実施するよう努めるものとする。</p> <p>3 被害防除対策について</p> <p>(1) 捕獲手法調査 捕獲や追い払いを効率的に行うため、捕獲や追い払い実施時の逃避行動や再上陸行動、実施後の回避性の状況、岩礁を利用する個体の特性把握などの調査や分析を行う。 銃による捕獲については、発砲時に周辺の個体は連鎖的に上陸場から降りてしまうことから、その影響範囲が狭い空気銃の効果的な捕獲手法について検証する。 刺し網や箱わななどを活用し、各上陸場の地形や来遊時期に適した効果的な捕獲手法を検証する。 関係漁業協同組合あて、捕獲及び追い払いの実施回数等について情報提供を依頼し、その効果を検証する。</p> <p>(2) 防除手法調査 定置網等にカメラを設置して、アザラシの入網の状況などから、被害防除対策を検討するとともに、環境省によるゼニガタアザラシに対する忌避装置や漁網の改良などの試験研究成果の情報共有に努める。</p> <p>4 モニタリングについて</p> <p>(1) 個体数 周年定着個体の削減の状況、効果、影響を検証するため、引き続き次の方法により周年定着個体数、回遊個体数及び捕獲や追い払い実施前後の各上陸地点の個体数変化を分析する。 ・目視によるカウント ・ドローンの映像解析によるカウント ・定点カメラによる映像解析によるカウント</p>	<p>(2) 周年定着個体 留萌振興局・宗谷総合振興局管内における周年定着個体の数の調整を目的とする削減のための捕獲や追い払いの期間は、ゴマフアザラシ捕獲等許可取扱方針により6月1日から10月31日までとし、銃や刺し網等により捕獲を実施し、状況に応じて、追い払い、上陸阻止を実施する。 その際には、周年定着個体が南下することがないように連携した取組を実施するよう努めるものとする。</p> <p>3 被害防除対策について</p> <p>(1) 捕獲手法調査 捕獲や追い払いを効率的に行うため、捕獲や追い払い実施時の逃避行動や再上陸行動、実施後の回避性の状況、岩礁を利用する個体の特性把握などの調査や分析を行う。 銃による捕獲については、発砲時に周辺の個体は連鎖的に上陸場から降りてしまうことから、その影響範囲が狭い空気銃の効果的な捕獲手法について検証する。 刺し網や箱わななどを活用し、各上陸場の地形や来遊時期に適した効果的な捕獲手法を検証する。 関係漁業協同組合あて、捕獲及び追い払いの実施回数等について情報提供を依頼し、その効果を検証する。</p> <p>(2) 防除手法調査 定置網等にカメラを設置して、アザラシの入網の状況などから、被害防除対策を検討するとともに、環境省によるゼニガタアザラシに対する忌避装置や漁網の改良などの試験研究成果の情報共有に努める。</p> <p>4 モニタリングについて</p> <p>(1) 個体数 周年定着個体の削減の状況、効果、影響を検証するため、引き続き次の方法により周年定着個体数、回遊個体数及び捕獲や追い払い実施前後の各上陸地点の個体数変化を分析する。 ・目視によるカウント ・ドローンの映像解析によるカウント ・定点カメラによる映像解析によるカウント</p>	
--	--	--

<p>(2) 捕獲頭数、混獲頭数 道が作成する「鳥獣関係統計」や「海獣類漁業被害実態調査（混獲状況調査、出現状況調査）」から、捕獲頭数、混獲頭数及び目撃頭数を把握し、個体数動向の分析に資する。</p> <p>(3) 漁業被害調査 漁業被害については、道が実施する「海獣類漁業被害実態調査（漁業被害状況調査）」により引き続き把握していくとともに、被害の実態について、被害が生じている海域及びその周辺の漁業協同組合、漁業者等から聞き取りを実施する。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 北海道アザラシワークショップの開催 市町村や漁業者などを対象としたワークショップを開催し、ゴマフアザラシ対策の最新の知見などについての情報の共有を図る。</p> <p>(2) 毛皮・肉・脂肪などの有用性の情報収集 アザラシの毛皮・肉・脂の有用性やアザラシが生態系にもたらすプラスの影響についても情報を収集する。</p> <p>(3) 地域社会への影響（漁業被害を除く） ゴマフアザラシが回遊してくることによる地域社会への影響（漁業被害を除く）を検証するため、必要に応じて市町村、教育委員会などに対し、観光資源や教育材料としての活用状況などの調査等を行う。</p> <p>(4) 北海道アザラシ管理検討会の開催 前年度の取組やモニタリングの結果などから計画の評価・検証を行い、周年定着個体数の削減目標等を定めた事業実施計画に反映させるため、年2回を目的に開催する。</p>	<p>(2) 捕獲頭数、混獲頭数 道が作成する「鳥獣関係統計」や「海獣類漁業被害実態調査（混獲状況調査、出現状況調査）」から、捕獲頭数、混獲頭数及び目撃頭数を把握し、個体数動向の分析に資する。</p> <p>(3) 漁業被害調査 漁業被害については、道が実施する「海獣類漁業被害実態調査（漁業被害状況調査）」により引き続き把握していくとともに、被害の実態について、被害が生じている海域及びその周辺の漁業協同組合、漁業者等から聞き取りを実施する。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 北海道アザラシワークショップの開催 市町村や漁業者などを対象としたワークショップを開催し、ゴマフアザラシ対策の最新の知見などについての情報の共有を図る。</p> <p>(2) 毛皮・肉・脂肪などの有用性の情報収集 アザラシの毛皮・肉・脂の有用性やアザラシが生態系にもたらすプラスの影響についても情報を収集する。</p> <p>(3) 地域社会への影響（漁業被害を除く） ゴマフアザラシが回遊してくることによる地域社会への影響（漁業被害を除く）を検証するため、必要に応じて市町村、教育委員会などに対し、観光資源や教育材料としての活用状況などの調査等を行う。</p> <p>(4) 北海道アザラシ管理検討会の開催 前年度の取組やモニタリングの結果などから計画の評価・検証を行い、周年定着個体数の削減目標等を定めた事業実施計画に反映させるため、<u>また、次期の北海道アザラシ管理計画（第3期）（令和4年度～令和8年度）の策定に係る検討のため、年2回を目的に開催する。</u></p>	<p>令和3年度は次期管理計画の策定年度であったため、当該部を削除</p>
--	--	---------------------------------------